

問題 I

問1 2点 ・「尊皇攘夷」は不可

問2 (基準の合計16点→13点満点)

〔生産力の変化①〕鉄製農具の使用 2点

〔生産力の変化②〕牛耕の普及 2点

〔農業経営の変化①〕小家族による農業がおこなわれた 2点

〔農業経営の変化②〕(農業において)氏族/一族の統制が緩んだ 1点

〔経済的变化①〕青銅貨幣/銅銭の使用 2点

- ・ 「貨幣」では1点のみ。ただし「刀貨」など具体例を挙げてても可

〔経済的变化②〕富国強兵策 2点

- ・ 「水路の開設や農地の開墾, 農民の徴兵」など具体的政策に触れてても可

〔経済的变化③〕大商人/富裕層の登場/都市の発展/貧富の差 2点

- ・ 「商工業の発展」など具体性を欠く表現には加点しない

〔社会の変化①〕(従来は)身分が固定されていた/世襲的であった 1点

〔社会の変化②〕(各国は)有能な人材は各国(の支配者)により求められた/政治家として必要とされた 2点

- ・ 需要がどこから生じたか明記されていなければ不可(単に「実力をもった人材が必要とされた」では不可)

問3

(a) 2点

(b) (基準の合計8点→7点満点)

〔統治制度①〕郡県制の採用 1点

〔統治制度②〕中央から派遣した官僚に統治をおこなわせる/中央集権的 2点

〔統一的政策①〕貨幣を半両銭に統一した 2点

- ・ 「貨幣の統一」のみでは1点

〔統一的政策②〕度量衡の統一 2点

〔そのほかの政策〕土木工事/道路/宮殿の造営 1点

- ・ 「文字の統一」「焚書坑儒」「長城の修築」は経済政策といえないため加点しない

問4 (基準の合計19点→13点満点)

〔当時の皇帝〕(新政策を実行したのは)武帝 1点

〔制度の変化①〕(従来は)郡国制 1点

〔制度の変化②〕(事実上の)郡県制/諸侯の勢力削減(推恩の令) 1点

〔制度の変化③〕(きっかけとなったのは)呉楚七国の乱 2点

- ・ 乱自体は景帝の時代に起きたため「武帝が呉楚七国の乱を鎮圧した」などは不可

〔儒教の採用〕(武帝は)儒教を重んじた/董仲舒を登用した 1点

〔財政の窮乏①〕積極的な対外政策/外征は財政難をもたらした 2点

〔財政の窮乏②〕洪水は財政難をもたらした 1点

- ・ 「財政難のため黄河の修復ができなかった」といった記述も可とする

〔新政策①〕 塩・鉄・酒の専売 2点

- 品目がすべて正しくなければ加点しない

〔新政策②〕 均輸 1点

〔均輸の内容〕 物資を不足している地域に転売する 1点

〔新政策③〕 平準 1点

〔平準の内容〕 物資を買い取って物価高騰時に売る 1点

〔均輸・平準の目的〕 物価を安定させる／抑制するため 2点

〔新政策④〕 五銖銭の鑄造／貨幣改鑄 1点

〔新政策⑤〕 売位売官／増税／皇帝への権力集中 1点

問5 (基準の合計 22点→13点満点)

〔後漢の成り立ち〕 (後漢は) 豪族の連合政権であった／豪族の支持で成立した 1点

〔経済的台頭①〕 農民の土地を集積／大土地所有 2点

〔経済的台頭②〕 (農民が土地を失う理由として) 戦乱／飢饉／重税 1点

〔経済的台頭③〕 農民を奴隷／小作人とした 1点

〔経済的台頭④〕 江南／長江中下流域の開発を行った 1点

〔政治的台頭①〕 郷挙里選により政界に進出した 2点

〔政治的台頭②〕 九品中正／九品官人法により身分が固定化された 2点

- ①②はいずれも法律の名前を挙げるだけでは不可。①は官界進出のきっかけになったこと、②は「門閥貴族が生じた」など世襲が続いたことが分かれば可。

〔政治的台頭③〕 貴族は門下省を権力基盤とした／蔭位の制を用いた 1点

〔各王朝の政策①〕 魏／曹操が屯田制を実施した 2点

〔屯田制〕 国家が農民を集団で定住させる／官有地を耕作させる 1点

- 「軍事力の強化を図った」「辺境に移住させた」など正しい説明があれば可

〔各王朝の政策②〕 晋 (西晋) が占田・課田法を実施した 2点

〔各王朝の政策③〕 北魏／隋／唐が均田制を実施した 2点

〔均田制①〕 農民に土地を付与する制度 1点

〔均田制②〕 北魏では奴婢／耕牛にも土地が付与された 1点

〔均田制③〕 北魏の制度は豪族に有利であった 1点

〔均田制④〕 隋代までは妻にも給田された 1点

- ②～④は王朝名が政策の特徴と正しく対応していなければ加点しない

問題Ⅱ

問1 各2点

Bは男性のニュアンスが含まれた語であれば可

問2 各2点

問3 (基準の合計16点→10点満点)

〔唐の滅亡①〕黄巢の乱 2点

〔唐の滅亡②〕朱全忠が唐を滅ぼす 2点

〔唐の滅亡③〕(朱全忠は)節度使(藩鎮)だった/後梁を建国した 2点

〔唐の滅亡④〕五代十国時代に突入した 2点

〔宋の建国①〕趙匡胤が宋を建国した 2点

〔宋の建国②〕(趙匡胤は)後周の出身だった/太祖とよばれた 2点

〔宋の建国③〕太宗が中国主要部を統一した 2点

- ・ 主語が趙匡胤(太祖)になっている場合不可

〔宋の建国④〕(宋は)唐に比べて支配範囲が狭かった 2点

- ・ 「対外的に守勢に立った」などリード文の表現をそのまま用いた記述は不可

問4 各2点

問5

(1) 2点 ・ 「形勢官戸」も可

(2) (基準の合計6点→6点満点)

〔経済的基盤①〕(背景として)貨幣経済の進展 2点

〔経済的基盤②〕小作農に土地を貸した/小作料をとった 2点

〔経済的基盤③〕(小作農は)佃戸と呼ばれた 2点

問6

④ (基準の合計10点→7点満点)

〔儒教規範〕(裁判官は)儒教規範(朱子学)を前提に考えている 4点

- ・ 「男は外, 女は内」「男女有別」「女性の領域は家庭内」という表現を用いても可
例: 「裁判官は「男は外, 女は内」であるべきと考えていた」

〔意図〕(裁判官は)阿周(女性一般)を非難している/女性を下にみている 3点

- ・ 女性への言及がなくとも, 判決文に込められた意図をくみ取っていれば可
例: 「判決文をとおして儒教道徳を浸透させようとした」は可
- ・ 「裁判官は独善的だ」のように解答者の主観が出た表現でも可

〔判決〕(裁判官は)阿周(女性)に不利な/男性に有利な判決を下した 3点

⑤ (基準の合計10点→7点満点)

〔行動①〕阿周（女性一般）には交通／交際／人間関係で自由があった 4点

例：「自由な行き来」「自由な交際（人間関係）」「頻繁に外に出ていた」

- 「自由」の性質が不明瞭な場合加点しない

〔行動②〕阿周（女性一般）には裁判する権利／男性を訴える権利があった 3点

〔儒教規範〕阿周（女性一般）の振る舞いは儒教規範に従っていない 3点

- 阿周（女性一般）の振る舞いを男性と比較する表現でも可

例：「阿周（当時の女性）の振る舞いはさほど男性と変わらない」

問題Ⅲ

問1 2点

問2 2点

問3 (基準の合計16点→10点満点)

〔変化①〕集村化が進んだ／村落(共同体)の形成が進んだ 2点

- ・ 集住の傾向(共同体化)が見られたことを指摘していれば表現は幅広く許容

〔変化②〕農事暦にしたがって祝祭がおこなわれるようになった 2点

- ・ 農事暦の役割が正しく指摘されていれば表現は幅広く許容

例:「農事暦が農民の生活の節目となった」

〔変化③〕教区教会が生活の中心となった 3点

- ・ 「教区教会」の語が用いられていれば幅広く許容
- ・ 単なる「教会」は1点のみ

〔変化④〕農民は共同で／集団でミサ／冠婚葬祭を行った 2点

- ・ 「集団で行う」「結束する」といったニュアンスがなければ不可

〔変化⑤〕農民間で紛争を調停する習慣が生まれた 3点

- ・ 「農民たち自身で問題を解決するようになった」ことが指摘できていれば可

〔変化⑥〕領主に対する交渉を集団で行うようになった 2点

- ・ 文脈から集団で行われたとわからないものは不可
- ・ 「一揆」「逃散」など領主に対する集団行動を指摘したものも可

〔変化⑦〕(⑥の交渉内容) 貢納の減額／賦役の負担軽減 2点

問4

(1) 2点 ・「参事会」も可

(2) (基準の合計10点→6点満点)

〔共通点①〕城壁で囲まれていた 2点

〔共通点②〕街区に分割されていた 2点

〔共通点③〕市場／広場が置かれていた 2点

〔共通点④〕教会／修道院が建てられた 2点

- ・ 「聖堂(鐘楼)がそびえていた」など景観と教会を関連付けたものも可

〔共通点⑤〕市役所(市庁舎)が存在した／農地が存在した 2点

問5 各2点 ・(2)は「ユスティニアヌス」のみでも可

問6 (基準の合計8点→4点満点)

〔理由①〕教皇への影響力を強めるため 2点

〔理由②〕(①により)(帝国の)教会への支配を強化するため 2点

〔理由③〕経済的に豊かなイタリアの都市を支配するため 2点

- ・ 経済的な観点を欠いた記述は不可

〔理由④〕（古代）ローマ帝国の威厳を取り戻すため 2点

問7

(1) (基準の合計8点→6点満点)

〔様式の名前〕ゴシック様式 2点

〔様式の特徴①〕尖頭アーチ／尖塔 2点

〔様式の特徴②〕ステンドグラス 2点

〔様式の特徴③〕大きい窓／リブ=ヴォールト／フライング=バットレス 2点

(2) (基準の合計9点→6点満点)

〔背景①〕教会の権威が向上した／修道院が増加した 3点

〔背景②〕都市／経済が発展を遂げた 3点

- ・ 大聖堂建築を可能にする財力について指摘していれば表現は幅広く許容

〔背景③〕(①・②を背景に) 教会／都市が富／信仰心を誇示しようとした 3点

(3) 2点 ・「黄金文書」も可

問8 各2点

問題IV

(基準の合計 64 点→50 点)

[ドイツの台頭①] ドイツは国際連盟を脱退した 2 点

[ドイツの台頭②] 徴兵制を復活させた／再軍備宣言を行った 2 点

[ドイツの台頭③] ザール地方を編入した 2 点

[ドイツの台頭④] ロカルノ条約を破棄した 2 点

[ドイツの台頭⑤] ラインラントに進駐した 2 点

[ドイツの台頭⑥] ヴェルサイユ体制が崩壊した 4 点

[イタリアの台頭] エチオピアに侵攻した／併合した 2 点

[ファシズムへの対応①] イギリスは英独海軍協定を結んだ 2 点

- ・ 「軍備を認める」など、抽象的に記述してある場合は加点しない

[ファシズムへの対応②] イギリス・フランスは宥和政策を取った 4 点

- ・ イギリス・フランスは一方だけでも可

[ファシズムへの対応③] 仏ソ相互援助条約を結んだ 2 点

[ファシズムへの対応④] ソ連はコミンテルン第 7 回大会を開いた 2 点

- ・ 第 7 回大会に言及されていない場合は加点しない

[ファシズムへの対応⑤] コミンテルンは人民戦線戦術を採用した 4 点

- ・ 共産党と社会民主主義政党・自由主義者などの協力を訴えたことに言及しても可

[ファシズムへの対応⑥] 国際連盟はイタリアに経済制裁を行ったが効果がなかった 2 点

- ・ 効果がなかった点に言及されていない場合は加点しない
- ・ 単に「制裁」では不可

[スペイン内戦の背景①] (スペイン革命で) 共和政が成立した 2 点

- ・ 内戦勃発前に共和政が開始されていたことが分かれば可とする

[スペイン内戦の背景②] スペインで人民戦線内閣が成立した 4 点

[スペイン内戦の背景③] アサーニャが内閣を組織した／首班 (首相・大統領) となった 2 点

[スペイン内戦①] フランコが反乱を起こした 2 点

[スペイン内戦②] ドイツとイタリア／ヒトラーとムッソリーニはフランコ／反乱軍を支援した 4 点

[スペイン内戦③] ポルトガル／サラザールはフランコ／反乱軍を支援した 4 点

[スペイン内戦④] ソ連は共和国を支援した 4 点

- ・ ②～④は支援した国や勢力・支援の対象がすべて挙げられていなければ加点しない

[スペイン内戦⑤] オーウェルなどの知識人が (国際) 義勇軍として参加した 4 点

- ・ オーウェルが挙げられていなければ加点しない
- ・ 「文化人」「知識人」「労働者」など一般化された表現がなければ 2 点のみ
例: 「オーウェルやマルロー, 各国の労働者が国際義勇軍に参加した」は可

[スペイン内戦⑥] イギリスとフランスは不干涉政策をとった 4 点

- ・ 「宥和政策」では不可

[独伊の連携] ドイツとイタリア／ヒトラーとムッソリーニがベルリン＝ローマ枢軸を結成した 2 点